

《見守りカメラを学校に設置》

教育基本法、学校教育法は昭和 22 年に作られました。文部科学省、教育委員会が学校に正しく教育をした昭和 22 年～55 年位までのおよそ 33 年間、「いじめ不登校、自殺者」は出ませんでした。昭和 55 年以降、犯罪やいじめがあったときケンカ、トラブルにすり替えて「いじめを無かった」ことにするようになりました。

学校が、いじめがあるのに無かったことにすれば、いじめ被害者は、いじめがあったことを証明するのは困難です。無かったことにすれば、加害者に措置をして更生のために導き、いじめをしない生徒に育てることができません。犯罪やいじめは継続して【重大ないじめ】になります。学校が、いじめは無かったことにするので、重大ないじめになって、いじめ不登校、自殺者が出るようになりました。

平成 25 年安倍総理が中心になって作られた「いじめ防止対策推進法」は教師が犯罪やいじめを無かったことにするために重大ないじめになった後のいじめ防止対策推進法です。正しく教育をすれば必要無かった法律です。いじめを抑止し、いじめを無かったことにさせないためには、見守りカメラを学校に設置することです。昭和 22～55 年位までは文科省、教育委員会は学校に正しく教育させていたので犯罪やいじめは重大にはなりませんでした。

加害者を無くせば、被害者は無くなります。「正しい教育」それこそが、いじめ防止です。教育の理念です。

文部科学大臣 殿

見守りカメラを学校に設置することを一日も早く実行することを強く望みます。

【署名】

NPO法人 全国いじめ被害者の会 代表 大澤秀明 <http://izime-higaisya.jp/>

〒876-0845 大分県佐伯市内町 2-30 Tel・Fax 0972-23-8372